

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県森林整備地域活動支援交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付目的及び交付対象事業) 第2条 <u>知事は</u>、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、<u>森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図る観点から</u>、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日付け29林政第893号農林水産事務次官依命通知)、<u>林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知)</u>及び高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成16年5月10日付け16高森推第69号森林局長通知。以下「県実施要領」という。)に基づき、<u>市町村又は市町村との協定に基づき地域活動を行う者(以下「交付対象者」という。)</u>が行う交付金事業に要する経費及び交付金の交付の適正かつ円滑な実施のため市町村が行う事務に要する経費に対し、予算の範囲内で<u>市町村に対し</u>交付金を交付するものとする。</p> <p><u>(交付対象事業の内容)</u> 第3条 前条に規定する交付対象事業(以下「交付事業」という。)の<u>区分及び交付額は別表第1に定めるとおりとする。また、交付事業の対象となる経費は別表第2に</u>定めるとおりとする</p> <p>(交付金の交付申請) 第4条 市町村長は交付金の交付を受けようとするときは、<u>第1号様式により交付申請書を</u>知事に提出しなければならない。 2 市町村長は、前項の規定による書類の提出に当たって、<u>交付対象者</u>にかかる納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの(県税事務所が発行する全税目の納税証明書)並びに税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書(以下「誓約書兼同意書」という。))を添えて提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書を納税証明書に代えて提出しなければならない。</p> <p><u>(交付決定の通知)</u> 第5条 知事は、前条の規定による<u>交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきと認めたときは速やかに交付決定を行い</u>市町村長に対しその旨を通知するものとする。</p> <p>(交付の条件) 第6条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 交付金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。 (2) 交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。 (3) 交付事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。 (4) 市町村長は、<u>交付対象者</u>に対する交付金の交付に際しては、前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。 (5) 市町村長は、交付金の交付に際しては、<u>交付対象者</u>に対して県税等の滞納がないことを確認しなければならないこと。 (6) 市町村長は、交付金の交付に際しては、<u>交付対象者</u>に対して「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)【事業者向け】又は【事業者団体向け】」(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)を踏まえた作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、交付金の申請に当たり「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:【林業】)チェックシート」を作成していることを確認すること。ただし、過去1年以内に当該交付対象者が他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの確認をもって、これに代えることができる。</p> <p><u>(計画変更、中止又は廃止の承認)</u> 第7条 市町村長は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により知事の変更(中止・廃止)承認を受けようとする場合は、<u>第2号様式による交付金変更(中止・廃止)承認申請書を</u>知事に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県森林整備地域活動支援交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>交付金</u>の目的及び交付対象事業) 第2条 <u>県は</u>、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図る<u>ための地域における活動(以下「地域活動」という。)</u>を支援するため、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日付け29林政第893号農林水産事務次官依命通知)、<u>林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領(平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知)</u>、及び高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成16年5月10日付け16高森推第69号森林局長通知。以下「県実施要領」という。)に基づき、<u>市町村が地域活動を実施する森林所有者等(以下「森林所有者等」という。)</u>に対する<u>交付金の活動に要する経費</u>及び交付金の交付の適正かつ円滑な実施のため市町村が行う事務に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。</p> <p><u>(交付対象経費及び交付額等)</u> 第3条 前条に規定する交付対象事業(以下「交付事業」という。)の<u>交付対象経費及び交付額等については、別表第1に</u>定めるとおりとする。</p> <p>(交付金の交付の申請) 第4条 市町村長は交付金の交付を受けようとするときは、<u>第1号様式による交付金交付申請書1通</u>を知事に提出しなければならない。 2 市町村長は、前項の規定による書類の提出に当たって、<u>森林所有者等</u>にかかる納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの(県税事務所が発行する全税目の納税証明書)並びに税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書(以下「誓約書兼同意書」という。))を添えて提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書を納税証明書に代えて提出しなければならない。</p> <p><u>(交付金の交付の決定等)</u> 第5条 知事は、前条の規定による<u>申請が適当であると認めるときは、第2号様式により交付金の交付の決定をし</u>、市町村長に通知するものとする。</p> <p>(<u>交付金</u>の交付の条件) 第6条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 交付金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。 (2) 交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。 (3) 交付事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。 (4) 市町村長は、<u>森林所有者等</u>に対する交付金の交付に際しては、前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。 (5) 市町村長は、交付金の交付に際しては、<u>森林所有者等</u>に対して県税等の滞納がないことを確認すること。 (6) 市町村長は、交付金の交付に際しては、<u>森林所有者等</u>に対して「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)【事業者向け】又は【事業者団体向け】」(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)を踏まえた作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、交付金の申請に当たり「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:【林業】)チェックシート」を作成していることを確認すること。ただし、過去1年以内に当該森林所有者等が他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの確認をもって、これに代えることができる。</p> <p><u>(交付金の変更等)</u> 第7条 市町村長は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により知事の変更(中止・廃止)承認を受けようとする場合は、<u>第3号様式による交付金変更(中止・廃止)承認申請書を</u>知事に提出しなければならない。</p>

2 前項の変更（中止・廃止）承認を必要とする事項は、交付金額の増額、30パーセント又は100万円を超える減額並びに事業の中止・廃止に該当する場合とする。

（状況報告）

第8条 市町村長は、交付金の交付のあった年度の11月30日現在における遂行状況を知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による遂行状況の報告は、第3号様式により当該年度の12月20日までに知事に提出しなければならない。

3 第1項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

第9条 市町村長は、交付金の概算払を請求しようとするときは、第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求ができるのは別表第1の地域活動に係る経費に限定するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第11条第1項の交付事業等実績報告書の様式は、第5号様式によるものとし、交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市町村長に対し、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）交付金に係る規則、この要綱の規定に違反した場合
- （2）交付金の交付の決定に関して付した条件に違反した場合
- （3）県実施要領に規定する交付金の返還等が生じた場合

2 知事は、前項の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に関する部分に対する交付金が既に市町村長に交付されているときは、当該市町村長に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（交付金交付の際付すべき条件）

第12条 市町村長は、交付対象者に交付金を交付するときは、（5）に規定する誓約書の提出を確認した上で、次に掲げる条件を付さなければならない。

（1）適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

（2）交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者等の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、交付金事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者等による交付金の交付の決定をもって補助事業者等の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

（3）前号による補助事業者等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者等に納付させることができる。

（4）交付金により財産を取得した交付対象者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

（5）交付対象者は、交付金の申請に当たり、（4）を約した「誓約書」（第7号様式）を添付しなければならない。

（6）交付対象者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象者の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（7）交付対象者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、第6号様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

2 前項の変更（中止・廃止）承認を必要とする事項は、交付金額の増額、20パーセント又は100万円を超える減額並びに事業の中止・廃止に該当する場合とする。

（遂行状況報告）

第8条 市町村長は、交付金の交付のあった年度の11月30日現在における遂行状況を知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による遂行状況の報告は、第4号様式によるものとし、1通を当該年度の12月20日までに知事に提出しなければならない。

（交付金の概算払の請求）

第9条 市町村長は、規則第14条ただし書の規定に基づく交付金の概算払を請求しようとするときは、第5号様式によるものとし、1通を知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求ができるのは別表第1の地域活動に係る経費に限定するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第11条第1項の交付事業等実績報告書の様式は、第6号様式によるものとし、交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（交付金の交付の決定の取消し等）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市町村長に対し、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）交付金に係る規則、この要綱の規定に違反した場合
- （2）交付金の交付の決定に関して付した条件に違反した場合
- （3）県実施要領に規定する交付金の返還等が生じた場合

2 知事は、前項の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に関する部分に対する交付金が既に市町村長に交付されているときは、当該市町村長に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（新設）

(グリーン購入)

第13条 交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第14条 交付事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

2 交付要綱第3条別表第1の区分「森林境界の明確化」のうち(1)の(ウ)については、令和2年度に限る。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

(グリーン購入)

第12条 交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 交付事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

2 この要綱は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

2 交付要綱第3条別表第1の区分「森林境界の明確化」のうち(1)の(ウ)については、令和2年度に限る。

3 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

区 分		交 付 額
地域活動（対象行為）	森林経営計画作成促進	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第2の別表第1の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 (ア) 経営委託 交付単価 28,500円/ha (イ) 共同計画等 交付単価 6,000円/ha (ウ) 間伐促進 交付単価 22,500円/ha <u>(エ) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に(ア)に加算される額）。</u> 交付単価 10,500円/ha
	森林境界の明確化	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第2の別表第1の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 <u>(ア) 森林境界の測量</u> 交付単価 33,750円/ha <u>(イ) 精度向上加算（性能の高い機器を用いて森林境界の測量を行った場合に(ア)に加算される額）</u> 交付単価 7,500円/ha <u>(ウ) リモセン加算（リモートセンシングデータを活用した森林境界の測量を行った場合に(ア)に加算される額）</u> 交付単価 12,750円/ha <u>(エ) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者が現地立会を行った場合に(ア)に加算される額）</u> 交付単価 9,750円/ha <u>(オ) 森林境界案の作成</u> 交付単価 30,000円/ha
	森林所有者の探索	<u>地域活動に要した額。ただし、県実施要領第2の別表第1の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。</u> 森林所有者の探索 交付単価 3,750円/ha
	森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第2の別表第1の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 <u>森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備</u> 交付単価 30,000円/ha
推進事務	(1) 推進事務 (2) 確認事務 (3) 交付事務	<u>地域活動に要した交付金の合計額に2パーセントを基準に、交付実績及び説明会の開催数や確認事務の実施量等を勘案し調整した額とする。</u>

別表第1（第3条関係）

区 分		交 付 額
地域活動（対象行為）	森林経営計画作成促進	<u>(1) 森林経営計画作成促進の地域活動に要した額。</u> ただし、県実施要領第3の別表第1の交付対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 (ア) 経営委託 交付単価 28,500円/ha (イ) 共同計画等 交付単価 6,000円/ha (ウ) 間伐促進 交付単価 22,500円/ha <u>(2) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に(1)に加算される額）。</u> ただし、 <u>県実施要領第3の別表第1の交付対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た加算額以内。</u> <u>合意形成活動を行った不在村森林所有者の所有森林</u> 交付単価 10,500円/ha
	森林境界の明確化	<u>(1) 地域活動に要した額。</u> ただし、 <u>県実施要領第3の別表第1の交付対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。</u> <u>森林境界の測量を行った森林面積</u> 交付単価 33,750円/ha <u>(2) 精度向上加算（性能の高い機器を用いて森林境界の測量を行った場合に(1)の森林境界の測量を行った森林面積に加算される額）。</u> ただし、 <u>県実施要領第3の別表第1の交付対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た加算額以内。</u> <u>性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合させる測量を行った森林</u> 交付単価 7,500円/ha <u>(3) ICT加算（ICTを活用した森林境界の測量を行った場合に(1)の森林境界の測量を行った森林面積に加算される額）。</u> ただし、 <u>県実施要領第3の別表第1の交付対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た加算額以内。</u> <u>ICTを活用した境界の測量を行った所有森林</u> 交付単価 12,750円/ha <u>(4) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者が現地立会を行った場合に(1)に加算される額）。</u> ただし、 <u>県実施要領第3の別表第1の交付対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た加算額以内。</u> <u>現地立会を行った不在村森林所有者の所有森林</u> 交付単価 9,750円/ha
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	森林経営計画作成・森林の境界明確化に向けた条件整備	地域活動に要した額。 ただし、 <u>県実施要領第3の別表第1の交付対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。</u> <u>作業路網の改良活動</u> 交付単価 30,000円/ha
推進事務	(1) 推進事務 (2) 確認事務 (3) 交付事務	<u>定額。</u> <u>対象経費</u> <u>人件費：会計年度任用職員人件費</u> <u>賃金：臨時雇用賃金</u> <u>委託費：現地確認等補助作業及び地域説明会委託費</u> <u>印刷費：資料等印刷費</u> <u>会議費：会場借料等</u> <u>旅費：指導・調査旅費及び連絡旅費</u> <u>連絡費：郵送料等</u> <u>貸借料：自動車、パソコン等貸借料</u> <u>消耗品費：消耗品購入費</u>

別表第2 (第3条関係)

区 分		対象経費
地域活動 (対象行為)	森林経営計画作成促進	人件費、技術者給、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費
	森林境界の明確化	
	森林所有者の探索	
	森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	
推進事務	(1) 推進事務	人件費：会計年度任用職員人件費
	(2) 確認事務	賃 金：臨時雇用賃金
	(3) 交付事務	委託費：現地確認等補助作業及び地域説明会委託費 印刷費：資料等印刷費 会議費：茶菓等購入費、会場借料等 旅 費：指導・調査旅費、連絡旅費 連絡費：郵送料等 賃借料：自動車、パソコン等賃借料 消耗品費：消耗品購入費

別表第3 (略)

(新設)

別表第3 (略)

I 森林整備地域活動支援交付金

1 事業計画書

(単位: ha, 円)

区 分	協定 締結数	積算基礎森林面積	交付額	交付額内訳			
				県交付金			市町村費
				国費	県費	小計	
森林経営計画作成促進	経営委託	実施面積					
		(削除)					
		うち不在村加算面積					
	共同計画等	() 実施面積					
		(削除)					
		うち不在村加算面積					
	間伐促進	() 実施面積					
		(削除)					
		うち不在村加算面積					
	計	() 実施面積					
		(削除)					
		うち不在村加算面積					
森林境界の明確化	() 森林境界の測量	実施面積					
		うち精度向上加算面積					
		うちリモセン加算面積					
		うち不在村加算面積					
	(削除) 森林境界案の作成						
森林所有者の探索		(削除) 実施面積					
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	() 森林経営計画作成促進	実施面積					
	() 森林境界の明確化	実施面積					
	() 計	実施面積					
合 計	()	実施面積					

- (注) 1 協定書の写し及び実施計画書等の事業内容が分かるものを添付してください。
 2 「協定締結数」は、該当区分の協定締結数を記載してください。なお、複数の区分を含む協定は、最上段にある区分欄のみ採書の数字を記載し、それ以外の区分欄では () 内に記載してください。
 3 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記入してください。
 4 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。
 5 「森林境界の明確化」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。
 6 納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの(県税事務所が発行する全税目の納税証明書)及び誓約書兼同意書(別紙2)の写しを添付してください。県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を納税証明書に代えて添付してください。

2 収支予算

(1) 収入の部

(単位: 円)

区 分	予 算 額	備 考
県交付金		
市町村費		
合 計		

(2) 支出の部

(単位: 円)

区 分	予 算 額	備 考

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

市町村長

I 森林整備地域活動支援交付金

1 事業計画書

(単位: ha, 円)

区 分	協定 締結数	積算基礎森林面積	交付額	交付額内訳			
				県交付金			市町村費
				国費	県費	小計	
森林経営計画作成促進	経営委託	実施面積					
		合意が得られた面積					
		成果を提供した面積					
	共同計画等	() 実施面積					
		合意が得られた面積					
		成果を提供した面積					
	間伐促進	() 実施面積					
		合意が得られた面積					
		成果を提供した面積					
	計	() 実施面積					
		合意が得られた面積					
		成果を提供した面積					
森林境界の明確化	() 森林境界の測量	実施面積					
		うち精度向上加算面積					
		うちIC ₂ 加算面積					
		うち不在村加算面積					
	(新設) (新設)						
(新設)		(新設)					
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	() 森林経営計画作成促進	実施面積					
	() 森林境界の明確化	実施面積					
	() 計	実施面積					
合 計	()	実施面積					

- (注) 1 協定書の写し及び実施計画書等の事業内容が分かるものを添付してください。
 2 「協定締結数」は、該当区分の協定締結数を記載してください。なお、複数の区分を含む協定は、最上段にある区分欄のみ採書の数字を記載し、それ以外の区分欄では () 内に記載してください。
 3 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記入してください。
 4 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第3の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。
 5 「森林境界の明確化」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第3の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。
 6 納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの(県税事務所が発行する全税目の納税証明書)及び誓約書兼同意書(別紙2)を添付してください。県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を納税証明書に代えて添付してください。

2 収支予算

(1) 収入の部

(単位: 円)

区 分	予 算 額	備 考
県交付金		
市町村費		
合 計		

(2) 支出の部

(単位: 円)

区 分	予 算 額	備 考

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

市町村長

II 森林整備地域活動支援交付金(推進事務事業)

1 事業計画書

確認事務	交付事務	推進事務	
		地域説明会 開催回数	その他
書類審査(件)	交付件数(件)		

2 経費の配分

(単位:円)

区 分	事業費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		県交付金 (A)	市町村費 (B)	
(1) 確認事務費				
(2) 交付事務費				
(3) 推進事務費				
計				

3 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
県交付金		
市町村費		
合 計		

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	確認事務費	交付事務費	推進事務費	計	備 考
人 件 費					
賃 金					
委 託 費					
印 刷 費					
会 議 費					
旅 費					
連 絡 費					
賃 借 料					
消 耗 品 費					
計					

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

市町村長

II 森林整備地域活動支援交付金(推進事務事業)

1 事業計画書

確認事務	交付事務	推進事務	
		地域説明会 開催回数	その他
書類審査(件)	交付件数(件)		

2 経費の配分

(単位:円)

区 分	事業費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		県交付金 (A)	市町村費 (B)	
(1) 確認事務費				
(2) 交付事務費				
(3) 推進事務費				
計				

3 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
県交付金		
市町村費		
合 計		

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	確認事務費	交付事務費	推進事務費	計	備 考
人 件 費					
賃 金					
委 託 費					
印 刷 費					
会 議 費					
旅 費					
連 絡 費					
賃 借 料					
消 耗 品 費					
計					

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

市町村長

(削除)

第2号様式（第5条関係）

高知県指令 第 号

交付金（変更）交付決定通知書

市町村

令和 年 月 日付け 第 号で交付の（変更）申請がありました令和 年度高知県森林
整備地域活動支援交付金について、金 円を交付することに決定しましたので、通知しま
す。

令和 年 月 日

高知県知事

第2号様式（第7条関係）

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました交付金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業計画書（別紙のとおり）
（注）1 記載事項については、第1号様式に準ずるものとしてください。
2 変更後の内容を比較対象することができるように作成するものとし、変更に関する部分についてのみ変更前の内容を上段に括弧書きで記入してください。
- 3 収支予算（別紙のとおり）
- 4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

第3号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました交付金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業計画書（別紙のとおり）
（注）1 記載事項については、別記第1号様式に準ずるものとしてください。
2 変更後の内容を比較対象することができるように作成するものとし、変更に関する部分についてのみ変更前の内容を上段に括弧書きで記入してください。
- 3 収支予算（別紙のとおり）
- 4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

第3号様式（第8条関係）

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました
交付金について、高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第8条第1項の規定により、別紙の
とおり遂行状況を報告します。

第4号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました交
付金について、高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第8条第1項の規定により、別紙のと
おり遂行状況を報告します。

別紙（第3号様式関係）

I 森林整備地域活動支援交付金

令和 年 月 日現在

区 分	計画		出来高	進捗率(B/A) (%)	備考
	交付額(A)	(円)			
森林経営計画作成促進					
森林境界の明確化					
森林所有者の探索					
森林経営計画作成・森林境界の 明確化に向けた条件整備					
合 計					

(注) 1 進捗率については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位止めとしてください。

II 森林整備地域活動支援交付金（推進事務事業）

令和 年 月 日現在

区 分	計画 (A) (円)	出来高 (B) (円)	進捗率(B/A) (%)	備考
(1) 確認事務費				
(2) 交付事務費				
(3) 推進事務費				
計				

- (注) 1 「計画」欄は、第1号様式の交付申請書又は第2号様式の変更承認申請書の推進事務費に係る交付額を記入してください。
 2 「出来高」欄は、交付対象者が既に事務費として支払を完了している金額を記入してください。
 3 進捗率については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位止めとしてください。

別紙（第4号様式関係）

I 森林整備地域活動支援交付金

令和 年 月 日現在

区 分	計画		出来高	進捗率(B/A) (%)	備考
	交付額(A)	(円)			
森林経営計画作成促進					
森林境界の明確化					
(新設)					
森林経営計画作成・森林境界の 明確化に向けた条件整備					
合 計					

(注) 1 進捗率については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位止めとしてください。

II 森林整備地域活動支援交付金（推進事務事業）

令和 年 月 日現在

区 分	計画 (A) (円)	出来高 (B) (円)	進捗率(B/A) (%)	備考
(1) 確認事務費				
(2) 交付事務費				
(3) 推進事務費				
計				

- (注) 1 「計画」欄は、別記第1号様式の交付申請書又は別記第3号様式の変更承認申請書の推進事務費に係る交付額を記入してください。
 2 「出来高」欄は、交付対象者が既に事務費として支払を完了している金額を記入してください。
 3 進捗率については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位止めとしてください。

第4号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました
令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金について、高知県補助金等交付規則第14条ただし書及
び高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第9条の規定により、下記により金 円を概
算払により交付されるよう請求します。

記

事業概算払請求額及び予定出来高

区分	事業費	交付金 交付決定額	既受領 交付金額	今回請求額	月 日 までの 予定出来高	残高	備考
	円	円	円	円	%	円	

(注) 1 「予定出来高」欄は、小数点第2位切り捨て小数点第1位止めとしてください。

(削除)

第5号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました
令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金について、高知県補助金等交付規則第14条ただし書及
び高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第9条の規定により、下記により金 円を概
算払により交付されるよう請求します。

記

事業概算払請求額及び予定出来高

<u>(新設)</u>	事業費	交付金 交付決定額	既受領 交付金額	今回請求額	月 日 までの 予定出来高	残高	備考
	円	円	円	円	%	円	

(注) 1 「予定出来高」欄は、小数点第2位切り捨て小数点第1位止めとしてください。

2 内訳については、別記第4号様式に準ずるものとしてください。

第5号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました
令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金について、下記のとおり事業を実施しましたので、高
知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業実績（別紙のとおり）
- 2 収支精算（別紙のとおり）
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日

第6号様式（第10条関係）

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました
令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金について、下記のとおり事業を実施しましたので、高
知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業実績（別紙のとおり）
- 2 収支精算書（別紙のとおり）
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日

(削除)

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位: ha、円)

区 分	協定締結数	積算基礎森林面積	事業費 A=B+C	交付額 B=E+F	経費内訳				
					県交付金			市町村 負担金 E	その他 負担金 G
					交付金 C	県負担金 D	小計 E=(C+D)		
森林経営計画 作成促進	経営委託	実施面積							
		合意が得られた面積							
		成果を提供した面積							
		うち不在村加算面積							
	共同計画等	()	実施面積						
			合意が得られた面積						
			成果を提供した面積						
			うち不在村加算面積						
	間伐促進	()	実施面積						
			合意が得られた面積						
			成果を提供した面積						
			うち不在村加算面積						
計	()	実施面積							
		合意が得られた面積							
		成果を提供した面積							
		うち不在村加算面積							
森林境界の 明確化	()	実施面積							
		うち精度向上加算面積							
		うちリモセン加算面積							
		うち不在村加算面積							
	()	森林境界案の 作成	実施面積						
森林所有者の探索		()	実施面積						
森林経営計画 作成・森林境界の 明確化に向けた条件整備	()	森林経営計画 作成促進	実施面積						
	()	森林境界の 明確化	実施面積						
	()	計	実施面積						
合 計	()	実施面積							

- (注) 1 「協定締結数」は、該当区分の協定締結数を記載してください。なお、複数の区分を含む協定は、最上段にある区分欄のみ課書の数字を記載し、それ以外の区分欄では()内に記載してください。
 2 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記入してください。
 3 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。
 4 「森林境界の明確化」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

1. 森林整備地域活動支援交付金

1. 事業実績

(単位: ha、円)

区 分	協定締結数	積算基礎森林面積	(新設)	交付額	交付額内訳				
					県交付金			市町村費 (新設)	
					国費	県費	小計		
森林経営計画作成促進	経営委託	実施面積							
		合意が得られた面積							
		成果を提供した面積							
		うち不在村加算面積							
	共同計画等	()	実施面積						
			合意が得られた面積						
			成果を提供した面積						
			うち不在村加算面積						
	間伐促進	()	実施面積						
			合意が得られた面積						
			成果を提供した面積						
			うち不在村加算面積						
計	()	実施面積							
		合意が得られた面積							
		成果を提供した面積							
		うち不在村加算面積							
森林境界の明確化	()	実施面積							
		うち精度向上加算面積							
		うちICT加算面積							
		うち不在村加算面積							
	(新設)	(新設)	(新設)						
(新設)		(新設)	(新設)						
森林経営計画作成・ 森林境界の明確化に 向けた条件整備	()	森林経営計画 作成促進	実施面積						
	()	森林境界の 明確化	実施面積						
	()	計	実施面積						
合 計	()	実施面積							

- 1 「協定締結数」は、該当区分の協定締結数を記載してください。なお、複数の区分を含む協定は、最上段にある区分欄のみ課書の数字を記載し、それ以外の区分欄では()内に記載してください。
 2 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記入してください。
 3 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。
 4 「森林境界の明確化」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

2. 推進事務における地域説明会の開催実績

開催時期	(削除)	説明内容	備考

3. 確認実績

(1) 書類審査実績

ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審査件数	備考

イ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審査件数	備考

ウ 「森林所有者の探索に係るもの

協定数	審査件数	備考

エ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	実施箇所数	協定締結者数	審査件数	備考

(2) 現地確認実績

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

- (注) 1 確認の時期は、「〇月末」等と記入する。
 2 確認体制は、「職員〇班体制により各閉地を分担して確認」等と記入する。
 3 確認の方法は、「現地検査」、「目視調査」等と記入する。

(削除)

II 森林整備地域活動支援交付金(推進事務事業)

1 実績の概要

別表記載のとおり

(1) 事業実績

推進事務における地域説明会の開催実績

開催時期	開催回数	説明内容	備考

(2) 確認実績

書類審査実績

ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定締結数	審査件数	備考

イ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定締結数	審査件数	備考

(新設)

ウ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定締結数	(新設)	(新設)	審査件数	備考

(新設)

(3) 交付実績

支払実績

ア 「森林経営計画作成促進」に係る支払実績

(単位:ha、円)

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

イ 「森林境界の明確化に係る支払実績

(単位:ha、円)

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

4. 森林整備地域活動支援交付金推進事務実施実績の概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進 事業費	負担区分			備考
						国費	県費	市町村費	

(注) 1 区分は、「市町村推進事務」と記入する。
2 実施量には、回数、件数、部数、人数等を記入する。

5. 収支精算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	精算額	差引額	備考
県交付金				
市町村費				
合 計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	精算額	差引額	備考

(3) 県交付金精算

県交付金交付決定額	精算交付金総額	交付単価及び積算基礎森林面積	精算県交付金額	既受領県交付金額	差引き未受領県交付金額

ウ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係る支払実績 (単位:ha、円)

支 払 先	交付対象面積	交 付 額	備 考
件			

2 経費の配分(実績)

(単位:円)

区 分	事業費 (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		県交付金 (A)	市町村費 (B)	
(1)確認事務費				
(2)交付事務費				
(3)推進事務費				
合 計				

3 収支清算

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	精算額	差引額	備考
県交付金				
市町村費				
合 計				

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	確認事務費	交付事務費	推進事務費	精算額計	備考
人件費					
賃 金					
委託費					
印刷費					
会議費					
旅 費					
連絡費					
賃借料					
消耗品費					
精 算 額 計					
予 算 額					
比較 増減額	増	減			

(3) 県交付金精算

(単位:円)

県交付金 交付決定額	精算事業費 総 額	補助率	精算県交付金額	既受領 県交付金額	差引き未受領 県交付金額

(削除)

別表(第6号様式関係)

推進事務事業実績の概要

(単位:円)

市町村名	区分	事業の内容	実施量	単価	推進事務費	負担区分		備考
						県交付金	市町村費	

(注) 1 区分は、「市町村推進事務」と記入してください。

2 実施量には、回数、件数、部数、人数等を記入してください。

令和 年 月 日

〔補助事業者〕 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

契約に係る指名停止等に関する申立書

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）間接補助事業者等に対する申立ての場合であって、補助事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

第7号様式（第12関係）

誓約書

令和 年 月 日

[補助事業者等] 様

[間接補助事業者等]

住所

氏名又は名称及び代表者名

〇〇〇〇（間接補助事業者等）は、交付金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

（新設）